

事 務 連 絡
令和5年3月31日

各 都道府県・指定都市 住宅担当課 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
公営住宅に入居する生活保護の被保護者の家賃については、「住宅扶助の代理納付について」（令和2年3月31日付け国住備第478号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）において周知しているとおおり、原則、代理納付を適用することとなっております。

現在、生活保護部局から住宅部局に対し、公営住宅の家賃に関して、代理納付が行われている旨や、生活保護の廃止、停止等に伴い代理納付が終了した旨の情報共有が適切に行われず、家賃の重複納付や滞納等の支障が一部の自治体において生じているとの報告がなされております。この点について、住宅扶助の代理納付に関する両部局間の情報連携に係る提案を受け、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携について、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、必要な措置を講ずることとされました。

これを受けて、厚生労働省が別添のとおり、生活保護部局と住宅部局の情報連携の方法について、参考となる事例を通知しておりますので、これらを参考に両部局間において適切に情報連携を図っていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）及び地方住宅供給公社を設立している地方公共団体におかれては当該地方住宅供給公社に対して、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

以上

令和 2 年 3 月 31 日
国 住 備 第 4 7 8 号

各都道府県・指定都市・中核市
住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局
住宅総合整備課長

住宅扶助の代理納付について

生活保護法第 33 条第 4 項の規定により交付される保護金品（住宅扶助）及び法第 31 条第 3 項の規定により交付される保護金品であって賃借して居住する住宅に係る共益費については、保護の実施機関による代理納付が可能とされており、「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発 0331006 号。以下「代理納付通知」という。）により、家賃等を滞納している被保護者や公営住宅の入居者について活用が行われてきたところである。

このたび、代理納付通知の改正（別添 1）により、家賃等を滞納している被保護者や公営住宅の入居者、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条第 5 項の規定に基づく登録住宅（セーフティネット住宅）への新規入居者について代理納付の原則化が図られることとなったので、下記事項にそれぞれご留意の上、的確かつ円滑な住宅行政の推進を図られるようお願いする。

併せて、貴管下市町村（政令市及び中核市を除く。）に対しても、この旨周知いただくよう、お願いする。

なお、本件については、厚生労働省社会・援護局保護課と調整済みであるとともに、別途、国土交通省より賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体（（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（公財）日本賃貸住宅管理協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会、（一社）不動産流通経営協会、（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産協会）並びに（一社）全国居住支援法人協議会に対しても周知している（別添 2）ので念のため申し添える。

記

1. 公営住宅について

公営住宅に入居する生活保護の被保護者の家賃については、代理納付通知において、代理納付を積極的に活用するとされていたところ、今般、本通知の改正（別添 1）により、公営住宅の場合、住宅扶助について、原則、代理納付を適用することとされたので、今後の取扱いについては留意されたい。

また、改正後の代理納付通知本文中にもあるとおり、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない

いこととされている。

なお、「公営住宅の家賃の取扱い等について」（平成 14 年 3 月 29 日付国住総第 216 号通知）は廃止する。

2. セーフティネット住宅について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、本項において「法」という。）第 10 条第 5 項に規定する登録住宅（セーフティネット住宅）については、今後増加することが見込まれる高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、更なる登録の推進が求められている。

このため、被保護者の住宅確保の観点からの登録住宅（セーフティネット住宅）の登録推進に向け、代理納付通知の改正により、

- ・法第 21 条第 1 項に規定する登録事業者が提供する登録住宅に被保護者が新たに入居する場合や、
- ・賃貸住宅に入居している被保護者が家賃等を滞納している場合（法第 21 条第 1 項に規定する通知により、被保護者が家賃等の請求に応じない事実又は家賃等を滞納している事実が確認された場合も含む。）

の住宅扶助及び共益費について、原則、代理納付を適用することとされた。

については、各都道府県、政令指定都市及び中核市においては、セーフティネット住宅の一層の登録推進を図るため、賃貸住宅事業者等への積極的な周知等を図っていただきたい。

（参考：セーフティネット住宅における住宅扶助等の代理納付の活用イメージ）

3. その他の公的賃貸住宅について

地方住宅供給公社賃貸住宅その他の公的賃貸住宅についても、住宅扶助費を支給しているにもかかわらず家賃等以外に費消し家賃等を滞納している被保護者については、原則、代理納付を適用することとされたので、今後の取り扱いについては留意されたい。

社援保発0331第2号
令和2年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公 印 省 略）

「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」
（平成18年3月31日社援保発0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">社援保発0331006号 平成18年3月31日</p> <p>都道府県 各指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> | <p style="text-align: right;">社援保発0331006号 平成18年3月31日</p> <p>都道府県 各指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> |
| <p style="text-align: center;">生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例 （住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について</p> | <p style="text-align: center;">生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例 （住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について</p> |
| <p>今般、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）に伴う介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）が公布され、平成18年4月1日より施行することとされた。</p> <p>今回の改正により、新たに生活保護法（以下「法」という。）第37条の2を創設するとともに、改正後の生活保護法施行令第3条において、法第33条第4項の規定により交付する保護金品（住宅扶助）について、保護の実施機関による代理納付を可能とした。</p> <p>また、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）に伴う生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第164号）が公布され、平成26年7月1日より施行することとされた。</p> <p>この改正により、法第31条第3項の規定により交付する保護金品であって賃借して居住する住宅に係る共益費（以下「共益費」という。）についても、代理納付を可能としたところである。</p> <p><u>さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）が平成29年10月25日より施行されている。</u></p> <p><u>この改正により、生活保護受給者を含む低額所得者、高齢者、子育て世帯等の、</u></p> | <p>今般、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）に伴う介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）が公布され、平成18年4月1日より施行することとされた。</p> <p>今回の改正により、新たに生活保護法（以下「法」という。）第37条の2を創設するとともに、改正後の生活保護法施行令第3条において、法第33条第4項の規定により交付する保護金品（住宅扶助）について、保護の実施機関による代理納付を可能とした。</p> <p>また、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）に伴う生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第164号）が公布され、平成26年7月1日より施行することとされた。</p> <p>この改正により、法第31条第3項の規定により交付する保護金品であって賃借して居住する住宅に係る共益費（以下「共益費」という。）についても、代理納付を可能としたところである。</p> |

賃貸人から入居を制限される場合のある者を「住宅確保要配慮者」と位置づけ、民間の空き家・空き室を有効活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設された。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の賃貸人で住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第21条第1項に規定する登録事業者は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができることとされ、通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行うこととされた。

また、高齢者単身又は高齢者のみの世帯や低所得者世帯等が安心して地域で暮らしていくため、大家が抱える不安に対する対策が必要であり、生活保護制度においては住宅扶助の代理納付の活用が求められている。

住宅扶助の代理納付の実施にあたっての留意事項は、下記のとおりであるので、管内実施機関及び関係機関に対し周知方お願いしたい。

なお、法第37条の2に規定する介護保険料の代理納付については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号本職通知）により取り扱われたい。

おって、下記3のとおり関係通知について、一部を改正することとしたので、了知の上、保護の実施に遺憾のなきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

住宅扶助費は、家賃等の実額を被保護者に対して金銭給付するものであるが、一部に家賃等の支払いを滞納する事例が見受けられるところであり、家主等とトラブルになる場合もある。このことについては、本来、家主と入居者である被保護者との間で解決されるべき問題ではあるが、住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要がある。また、原則として共益費は住宅扶助費と同時に家主等に支払う必要があるものである。

こうしたことを踏まえて、法第37条の2及び生活保護法施行令第3条の規定により、被保護者に代わり保護の実施機関が納付することを可能とするものである。

これらについて、その実施にあたっての留意事項は、下記のとおりであるので、管内実施機関及び関係機関に対し周知方お願いしたい。

なお、法第37条の2に規定する介護保険料の代理納付については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号本職通知）により取り扱われたい。

おって、下記3のとおり関係通知について、一部を改正することとしたので、了知の上、保護の実施に遺憾のなきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

住宅扶助費は、家賃等の実額を被保護者に対して金銭給付するものであるが、一部に家賃等の支払いを滞納する事例が見受けられるところであり、家主等とトラブルになる場合もある。このことについては、本来、家主と入居者である被保護者との間で解決されるべき問題ではあるが、住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要がある。また、原則として共益費は住宅扶助費と同時に家主等に支払う必要があるものである。

こうしたことを踏まえて、法第37条の2及び生活保護法施行令第3条の規定により、被保護者に代わり保護の実施機関が納付することを可能とするものである。

2 留意事項

(1) 家賃等を滞納している場合

住宅扶助費を支給しているにもかかわらず家賃等以外に費消し家賃等を滞納している被保護者については、滞納期間及び滞納額、生活状況、金銭の消費状況等を把握の上、上記1の改正の趣旨を踏まえ、住宅扶助及び共益費について、原則、代理納付を適用されたい。

ただし、家主が希望しない場合や住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

(2) 公営住宅の場合

公営住宅は公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものであること及び上記1の改正の趣旨に鑑み、住宅扶助について、原則、代理納付を適用されたい。

ただし、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

(3) 登録住宅の場合

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第5項に規定する登録住宅（以下「登録住宅」という。）は、同法第2条に規定する住宅確保要配慮者の入居を拒まない住居であり、被保護者の住居確保の観点からも、その増加が望ましい。登録住宅の増加のためには家賃滞納に関する賃貸人の不安を解消することが重要であること及び上記1の改正の趣旨に鑑み、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第21条第1項に規定する登録事業者が提供する登録住宅に新たに入居する被保護者の住宅扶助及び共益費については、原則、代理納付を適用されたい。

ただし、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

なお、現に登録住宅に被保護者が入居している場合や、現に被保護者が入居している住居が登録住宅となった場合、現に登録住宅に入居している者が被保護者になった場合については、上記2（1）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第21条第1項に規定する通知等があった場合を除き、代理納付を適用しない取扱いとして差し支

2 留意事項

住宅扶助及び共益費の代理納付は、その趣旨を踏まえ、家賃等を滞納している被保護者について、積極的に活用されたい。ただし、家賃等を滞納している被保護者に限らず、実施機関において適宜代理納付の対象者を決めることは差し支えない。また、代理納付の実施にあたって、被保護者の同意及び委任状等は要しない。

なお、公営住宅の家賃の代理納付にあたっては、「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」（平成14年3月29日付社援保発第0329001号本職通知）により、これまで被保護者に代わって公営住宅管理者に家賃を支払う旨の委任状等を提出させることとしていたところであるが、この場合についても今後は被保護者の同意及び委任状等は要しないこととなるので、ご留意願いたい。

えない。

また、要保護者が住居を確保するに際し、登録住宅においては住宅扶助及び共益費については上記の場合を除き代理納付であることを事前に説明するとともに、賃貸人とも適宜連携されたい。

(4) 無料低額宿泊所の場合

無料低額宿泊所に入居している場合については、従前、「生活保護法による住宅扶助の認定について」(平成27年4月14日社援保発0414第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)2(1)により、一律に住宅扶助の代理納付は適用しない取扱いとしていた。令和2年4月1日に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第44号)による、事前届出制の導入、設備及び運営に関する基準を定めた条例の制定、当該基準を満たさない場合の改善命令に関する規定が施行されることを踏まえ、同通知にかかわらず、無料低額宿泊所に入居する者の居室使用料及び共益費についても、実施機関において個別に検討した上で、代理納付を適用して差し支えない。

(5) その他

(1)～(4)の場合に限らず、実施機関において適宜代理納付の対象者を決めることは差し支えない。

また、代理納付の実施にあたって、被保護者の同意及び委任状等は要しないものであるので、ご留意願いたい。

3 関係通知の改正

- (1) 「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」(平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知)の一部を別紙1のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。
- (2) 「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」(平成14年3月29日付社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の一部を別紙2のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。

別紙1・2 略

3 関係通知の改正

- (1) 「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」(平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知)の一部を別紙1のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。
- (2) 「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」(平成14年3月29日付社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の一部を別紙2のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。

別紙1・2 略

令和2年3月31日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関係団体 御中

国土交通省土地・建設産業局不動産課

住宅局住宅総合整備課

生活保護制度における住宅扶助の代理納付について（情報提供）

国土交通行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しまして、厚生労働省より別添のとおり周知依頼がありましたので、情報提供いたします。【別添1】

なお、代理納付通知については、別途、国土交通省から各都道府県・政令指定都市中核市の住宅部局に対しても周知していますので、その旨ご連絡します。【別添2】

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対しても、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和2年3月31日

国土交通省担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護制度における住宅扶助の代理納付について（周知依頼）

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度における住宅扶助の代理納付につきましては、これまで、家賃等を滞納している者に対しては積極的に活用することとしておりましたが、令和2年4月1日より、

- ・ 家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に規定する登録事業者が提供する法第10条第5項に規定する登録住宅（セーフティネット住宅）に新たに生活保護受給者が入居する場合、原則として代理納付を適用

としたところです。（別添）

つきましては、当該代理納付の取扱いが変更となったことにつきまして、御了知いただくようお願いいたします。

また、代理納付の適用に当たり、生活保護制度は、生活に困窮する者に対して、その最低限度の生活を保障する制度であり、被保護者が保護を要しなくなった場合（死亡した場合も含む。）で、住宅扶助が過払いとなったときは、当該過払い分の金額は不当利得として取り扱われ、住宅扶助の代理納付の受領者は返還することが必要となりますので、その旨ご理解いただくよう、賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体あて周知方お願いいたします。

【生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）】

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

【保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号 厚生省社会局長通知）】

第 7 最低生活費の認定

4 住宅費

イ 月の中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1 か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

一般社団法人 全国居住支援法人協議会 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

住宅総合整備課

生活保護制度における住宅扶助の代理納付について（情報提供）

国土交通行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しまして、厚生労働省より別添のとおり周知依頼がありましたので、情報提供いたします。【別添1】

なお、代理納付通知については、別途、国土交通省から各都道府県・政令指定都市中核市の住宅部局に対しても周知していますので、その旨ご連絡します。【別添2】

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対しても、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年3月31日

国土交通省担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護制度における住宅扶助の代理納付について（周知依頼）

生活保護行政及び住宅行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度における住宅扶助の代理納付につきましては、これまで、家賃等を滞納している者に対しては積極的に活用することとしておりましたが、令和2年4月1日より、

- ・ 家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に規定する登録事業者が提供する法第10条第5項に規定する登録住宅（セーフティネット住宅）に新たに生活保護受給者が入居する場合、原則として代理納付を適用

としたところです。（別添）

つきましては、当該代理納付の取扱いが変更となったことにつきまして、御了知いただくようお願いいたします。

また、代理納付の適用に当たり、生活保護制度は、生活に困窮する者に対して、その最低限度の生活を保障する制度であり、被保護者が保護を要しなくなった場合（死亡した場合も含む。）で、住宅扶助が過払いとなったときは、当該過払い分の金額は不当利得として取り扱われ、住宅扶助の代理納付の受領者は返還することが必要となりますので、その旨ご理解いただくよう、一般社団法人全国居住支援法人協議会あて周知方お願いいたします。

【生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）】

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

【保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号 厚生省社会局長通知）】

第 7 最低生活費の認定

4 住宅費

イ 月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1 か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

事務連絡
令和5年3月30日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住宅扶助の代理納付については、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、①家賃等を滞納している場合、②公営住宅の場合、③改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合には、原則として代理納付を適用することとしています。

代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながる等のメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところです。加えて、代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しないこととしておりますので、この点について、改めてご留意願います。

現在、代理納付については、生活保護部局と住宅部局の間で個人情報共有することについて、独自に取扱いを定めることにより、住宅部局と生活保護部局との情報連携を図っている自治体等もある一方で、生活保護部局から住宅部局に対し、公営住宅の家賃の代理納付に関する情報共有が適正に行われず、家賃の重複納付や滞納等の支障が一部の自治体において生じている旨の報告がなされております。

今般、住宅扶助の代理納付に関する事務の実態等に関する自治体向けヒアリングを行い、下記のとおり、生活保護部局と住宅部局の情報連携の方法について、参考となる事例をお示しいたしますので、これらも参考として、両部局間において適切に情報連携を行っていただくとともに、代理納付制度の積極的な活用に努めていただきますようお願いいたします。特に、都道府県の生活保護部局においては、福祉事務所を設置していない町村の住宅部局と適切な情報連携を図っていただくようご留意願います。

なお、本事務連絡については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、住宅扶助の代理納付に関する情報連携の提案を受け、「住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中

に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえたものでもあることを申し添えます。

以上、ご了知の上、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1 ヒアリング結果概要

- 都道府県、政令市及び一般市を含む複数自治体に対し、住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局間で情報連携に関して、
 - ・協定等の締結状況、情報連携を担う担当者、情報連携の内容、頻度、方法、流れ、等について、ヒアリングを実施。

- ヒアリングを実施した全ての自治体において、住宅扶助の代理納付に関して生活保護部局と住宅部局間で何らかの情報連携が行われていた。

- 情報連携の頻度としては、原則として月1回行っている自治体が多い一方、代理納付の新規対象者、終了・中断となった対象者の情報については随時（月に複数回）情報連携を行ったりする等、情報の種類によって、連携の頻度が異なる場合もあった。

- 住宅扶助の代理納付に関する事務取扱要綱を定めて生活保護部局と住宅部局の役割を明確にしている自治体もあった。（自治体A市）

- 生活保護部局から住宅部局に対して情報提供している自治体が多い一方で、住宅部局から保護の実施機関に対して情報提供を行っている自治体もあった。（自治体B市）

- 情報連携を担う者として、市本庁や福祉事務所の庶務担当者が担う場合が多い一方、公営住宅等を担当するケースワーカーを設定し、情報連携を行っている自治体もあった。（自治体C市）

2 生活保護部局と住宅部局の情報連携の具体例

住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局の情報連携の具体例について、以下のとおり自治体ごとに記載。

※同一市区町村内の生活保護部局と住宅部局では、同一役所間のため連携も取りやすく、適切に情報連携が図られているものと想定されるため、いずれも市区町村生活保護部局と都道府県住宅部局との情報連携に関する事例を記載。

※その他、都道府県が保護の実施機関で公営住宅を所管する機関が町村である場合についても、保護の実施機関は、本事例を参照し、公営住宅を所管する機関と適切な情報連携に取り組みられるようご留意いただきたい。

(1) 自治体 A 市：住宅扶助の代理納付に関する事務取扱要綱を定めて運用している例

| | |
|-------------------|--|
| 事務取扱要綱等の有無 | 有り（市において、都道府県営住宅入居世帯に対する住宅扶助の代理納付事務取扱要綱を定めている） |
| 被保護者の同意の有無 | 無し |
| 情報連携を行う担当者 | 市本庁庶務担当者 |
| 情報連携の内容 | 代理納付支給データ（合計件数、合計扶助額、支払月、ケース番号、世帯主氏名、住宅扶助額、住所、開始月、停止月）等 |
| 情報連携の頻度 | 原則として、月に1度 ※ただし、被保護者が公営住宅に入居しているという情報や、次年度代理納付事務処理日程や代理納付の手引きに関しては、年に1度 |
| 情報連携の方法 | 電子メール |
| 都道府県住宅部局との情報連携の流れ | <p>① 生活保護システムの毎月の支払データ締め処理により作成した代理納付支給データを、市本庁から都道府県住宅部局に送付する。（支払月の前月の20日前後）</p> <p>② 代理納付支給データ作成後、対象者の死亡や転出、収入額増等により翌月分の代理納付を止める必要がある場合、支払月の前月末までに各保護の実施機関から市本庁に「削除届」（電子媒体）を送付する。市本庁は、支払月の前月末最終開庁日に「削除届」を取りまとめて都道府県住宅部局に送付する。</p> <p>③ 都道府県住宅部局は①及び②のデータを確認し、市本庁に「異動連絡票」（実際の家賃額と住宅扶助額が相違している世帯等の情報）（電子媒体）を送付する。（支払月の当月第1開庁日）</p> <p>④ 市本庁は保護の実施機関に対し、異動連絡票における処理内容について事務連絡（電子媒体）を行う。 保護の実施機関は当該事務連絡に基づき、生活保護システムの処理を行う。</p> <p>⑤ 代理納付支給データに基づき、住宅扶助費について市本庁から都道府県住宅部局に支出する。（支払月の当月末）</p> |
| 工夫している点 | 主に電子メールで代理納付に関する個人情報のやりとりを行うため、個人情報保護審査会の審査を受けた上で、添付するファイルには必ずパスワードを設定する等、情報セキュリティ対策を講じている。 |
| その他特記事項 | 住宅扶助の代理納付事務取扱要綱で規定されている内容 ・対象世帯、代理納付の方法、代理納付の停止及び廃止、代理納付の新規開始、家賃額の通知、過誤納金の追求又は返還請求、情報の交換及び管理 等 |

(2) 自治体 B 市：住宅部局から保護の実施機関に情報提供を行っている例

| | |
|-------------------|---|
| 事務取扱要綱等の有無 | 有り（住宅使用料の代理納付手順） |
| 被保護者の同意の有無 | 都道府県住宅部局の意向により同意を得ることとしている |
| 情報連携を行う担当者 | 保護の実施機関の庶務担当者 |
| 情報連携の内容 | 引去金額一覧表（団地コード、住宅番号、団地名・棟・部屋番号、名義人、家賃額、市区コード、市区名、件数、金額）等 |
| 情報連携の頻度 | 原則として、月に1度 ※ただし、被保護者の公営住宅入居者の滞納情報については、毎年6・9・12月。また、収入申告書未提出者情報については、年に1度 |
| 情報連携の方法 | 紙媒体（郵送） |
| 都道府県住宅部局との情報連携の流れ | <p>① 支払月の前月の10日前後に、都道府県住宅部局から保護の実施機関に「引去金額一覧表」（紙媒体）が送付される。</p> <p>② 保護の実施機関は「引去金額一覧表」により、新規・終了・中止の漏れ、金額相違等の確認（生活保護システム確認、担当ケースワーカーへの確認等）を行い、漏れや誤り等があれば「引去金額一覧表」を見消修正し、都道府県住宅部局へ返送する。（届き次第、数日以内に返送） ※ 漏れや誤りについて、生活保護システムでの処理が必要な場合は、担当ケースワーカーが処理を行う。</p> <p>③ 保護の実施機関は修正・調整後の「引去金額一覧表」に基づき、住宅扶助費について都道府県住宅部局に支出する。（支払月の当月の中旬頃）</p> |
| 工夫している点 | 保護廃止、基準生活費変更等の事案が生じた際には、連絡漏れによる誤払いが生じやすいことから、電話連絡を必要に応じて適切に行っている。 |
| その他特記事項 | 都道府県住宅部局から保護の実施機関に、毎月「引去金額一覧表」を送付することによって、住宅扶助の代理納付の情報連携が行われている。 |

(3) 自治体C市：ケースワーカーが住宅部局との情報連携を行う担当者となっている例

| | |
|-------------------|---|
| 事務取扱要綱等の有無 | 無し |
| 被保護者の同意の有無 | 無し |
| 情報連携を行う担当者 | <u>公営住宅担当ケースワーカー</u> |
| 情報連携の内容 | 代理納付実施依頼書（住所、入居者氏名、家賃月額）等 |
| 情報連携の頻度 | 代理納付の開始・中止がある場合は月に1度 →開始・中止がない場合は情報連携を行わない。 ※ただし、次年度代理納付実施依頼書（次年度に代理納付する被保護者、全体件数及び全体金額等の情報）や公営住宅に居住している被保護者リストは、年に1度 |
| 情報連携の方法 | 紙媒体（郵送） |
| 都道府県住宅部局との情報連携の流れ | <p>【代理納付の開始】</p> <p>① 都道府県住宅部局から保護の実施機関に「代理納付実施依頼書」（追加で家賃代理納付を開始する被保護者の情報）及び代理納付対象者の一覧票（追加分を含めた代理納付する被保護者、全体件数及び全体金額等の情報）（紙媒体）が送付される。</p> <p>② 保護の実施機関において内部決裁後、都道府県住宅部局に「公営住宅家賃代理納付の一部追加について」（紙媒体）を送付する。</p> <p>③ 都道府県住宅部局から保護の実施機関に「代理納付用納付書」が送付される。</p> <p>④ 保護の実施機関は「代理納付用納付書」に基づき、住宅扶助費について都道府県住宅部局に支出（毎月定例支給日に納付書により支払い）する。</p> <p>【代理納付の中止】</p> <p>① 対象被保護者の地区担当ケースワーカーより、公営住宅担当ケースワーカーに口頭で中止の申し出をする。</p> <p>② 保護の実施機関において内部決裁後、都道府県住宅部局に「公営住宅家賃の代理納付の一部中止について」（紙媒体）を通知し、併せて「代理納付用納付書」を返却する。</p> |
| 工夫している点 | 新規保護開始時及び保護廃止時に、必要に応じて都道府県住宅部局担当に対し、電話により情報提供を行っている。 |
| その他特記事項 | ケースワーカーに公営住宅等の住宅担当としての役割を与え、住宅担当ケースワーカーが、生活保護システムにより、毎月の代理納付対象者のチェックを行い、連携する情報を精査している。 |